

指定管理者制度の効果的な活用に向けた検討会設置要綱

(設置)

第1条 指定管理者制度の効果的な活用を推進するため、指定管理者制度の効果的な活用に向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討会は、指定管理者制度を導入している公の施設を対象とし、施設の管理・運営方法の最適化に向けた事項を検討する。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 検討会に会長を置き、総合経営部業務改善担当課長をもって充てる。

3 検討会に副会長を置き、総合経営部企画調整担当課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、検討会を総括する。

2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者を検討会に出席させることができる、

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、総合経営部経営改革課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年（2021年）10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年（2022年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年（2024年）２月26日から施行する。

別表 指定管理者制度の効果的な活用に向けた検討会委員名簿

総合経営部業務改善担当課長

総合経営部企画調整担当課長

市民活動推進部協働推進課長

市民活動推進部学園都市文化課長

福祉部高齢者いきいき課長

福祉部障害者福祉課長

子ども家庭部子どもの教育・保育推進課長

産業振興部観光課長

産業振興部農林課長

環境部環境政策課

まちなみ整備部住宅政策課長

まちなみ整備部公園課長

道路交通部交通事業課長

生涯学習スポーツ部放課後児童支援課長

生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課長